

令和3年度 蒲郡市特定鳥獣管理計画（ニホンザル）実施計画

この計画は、愛知県が策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル

2 計画の期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

3 管理が行われるべき区域

対象区域は、市内全域とする。

4 ニホンザルをめぐる状況

(1) 現状及び課題

ア 生息状況

(ア) 分布域

愛知県の調査によると、令和元年度のニホンザルの許可捕獲の分布は、図1に示すとおりである。蒲郡市では現時点で被害の報告はないが、県東部の山間部より南西方向に拡大しており、近隣市である豊川市においては群れの生息が確認されている。今後さらに生息地の範囲が拡大した場合、山間地を中心に被害が増加する可能性がある。

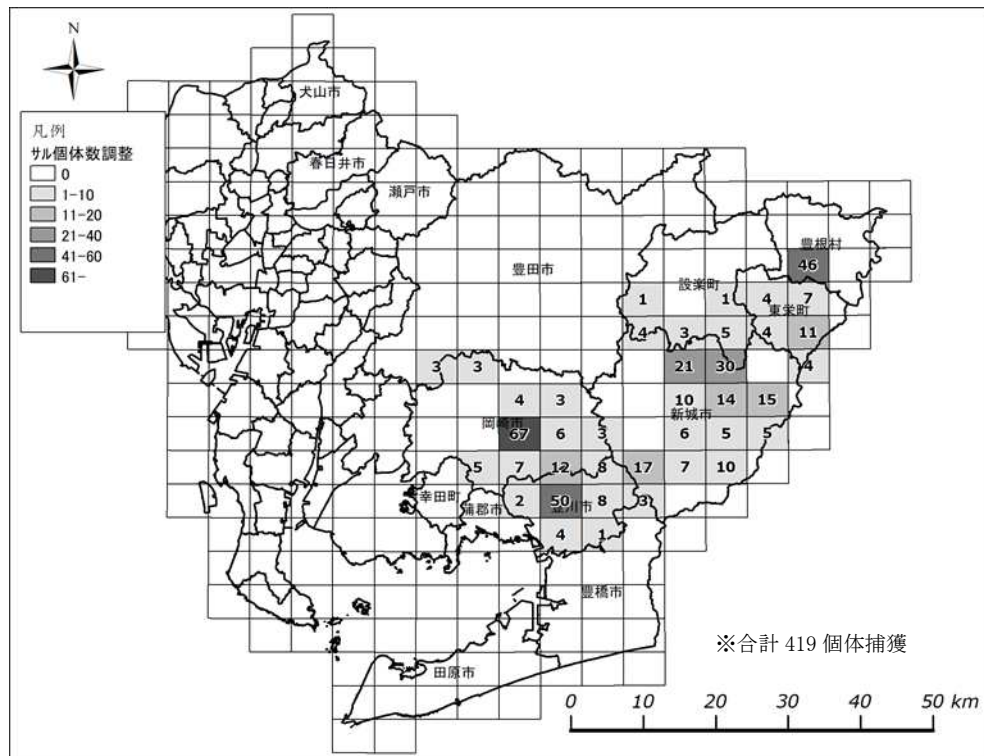


図1 令和元年度ニホンザルの許可捕獲分布図 (出典) 愛知県環境局自然環境課資料

(イ) 生息動向

蒲郡市は、東、北、西は五井山などの山々に囲まれ、南は三河湾に面しているため、冬は暖かく、とても温暖な地域であり、ハウスみかん・つまもの・いちご及び花きに代表される施設園芸を主体とした農業経営が行われている。

令和元年の総土地面積は5,692haであり、農用地(田畑)849ha(14.9%)、森林1,724ha(30.3%)である(出典:愛知県「土地に関する統計年報」)。

市内全域において、不定期に、個体の生息が確認されている。

(ウ) 捕獲状況

平成24年度からの捕獲数の推移を表1に示す。個体数調整においては、鳥獣被害防止総合対策事業による捕獲隊のほか、猟友会による有害鳥獣駆除で捕獲をしている。

表1 ニホンザル捕獲数の推移

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
個体数調整(頭)	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0

(出典) 愛知県環境局自然環境課資料

(エ) 農業被害防止対策

愛知県や蒲郡市の各種事業により侵入防止柵(ワイヤーメッシュ柵)の設置が行われた。農業被害防止対策の実施状況を表2に示す。

表2 農業被害対策の実施状況

単位: km

年 度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	計	R2 (計画)
侵 入 防止柵	金網柵	10	2.3	8.95	2.0	2.4	4.3	29.95	1.15
	計	10	2.3	8.95	2.0	2.4	4.3	29.95	1.15

イ 農業被害

現時点で被害面積及び被害金額は明らかでないが、前述のとおり生息の確認がされることから、対策を講じていく必要がある。

5 管理目標

(1) 目標

地域個体群の安定的な維持を図りつつ、次の目標を達成するために個体数の調整、被害防除対策並びに生息環境管理等を総合的に行う。

- 農業被害等の未然防止又は減少
- 個体数を削減し、生息密度の低減
- 生息分布の縮減

(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

ア 順応的管理

野生鳥獣管理の実施にあたっては、個体数調整や繁殖等、不確実な要素が多いことから、図2に示すPDCAサイクルに沿って進める。

具体的には、目標を達成するために、各施策を推進するとともに、その効果を毎年度評価し、必要に応じて施策を見直すこととする。

また、捕獲目標についても、PDCA サイクルの評価を踏まえ、順応的に見直すこととする。

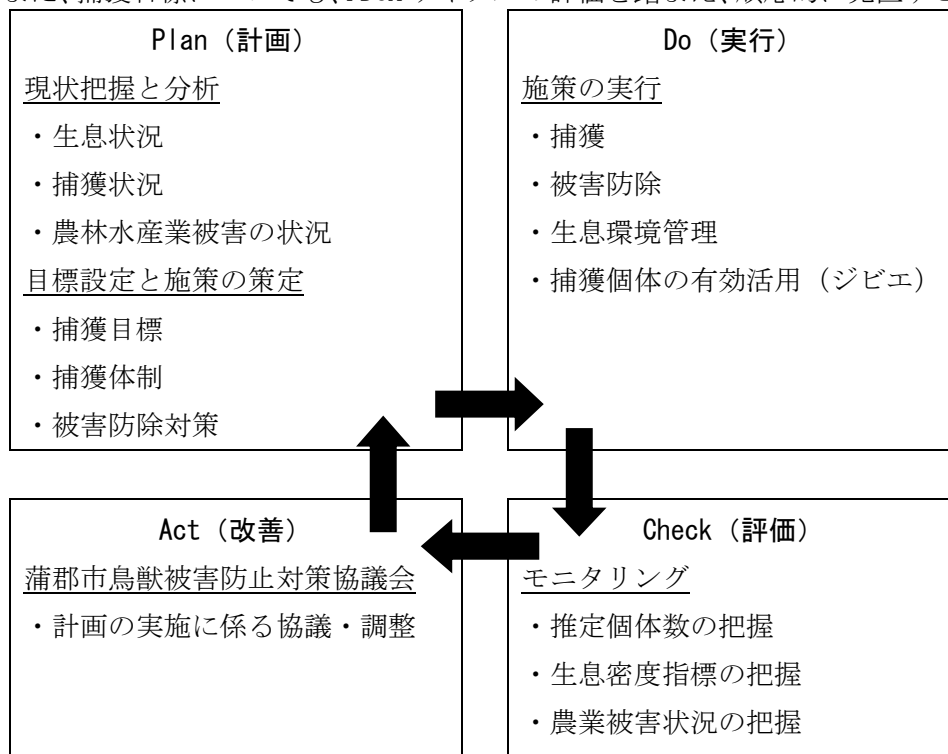


図2 順応的管理 (PDCA サイクル)

イ エリア管理

保護管理は、地域個体群ごとの保全の重要性と現在の被害状況、被害軽減の可能性に基づいて実施することが望ましいが、県内の個体群はほぼ連続して一つの地域個体群を形成していることから、地域個体群ごとの管理は困難であるため、蒲郡市では、分布域の縮減に重点を置く管理エリア (中密度エリア) に区分し、以下のとおり管理する。

目標	管理方法	
	環境整備	個体数調整
分布域の縮減 農業被害の未然防止又は縮減 生息密度の低減	地域住民及び土地管理者等は里山の積極的な利活用を図り、人の出入りの活性化を促進する。(生息させないための環境整備)	エリア全体で適正な個体数に調整するための捕獲の実施。

6 目標を達成するための対策

(1) 個体数調整等による捕獲

ア 捕獲目標数の設定

近年の捕獲数や捕獲の担い手の現状等を考慮し、目撃効率、捕獲効率、農業被害等の状況を踏まえ、5頭に設定する。

イ 捕獲の実施

(ア) 狩猟者の確保

狩猟者の育成・確保を図るため、狩猟免許制度のPRに努める。なお、愛知県が主催

する指導的な立場にいる狩猟者を対象にした狩猟指導者講習会の受講を推奨し、事故及び錯誤捕獲の防止、安全確保、法令順守等を徹底する。また、わな猟免許取得者の割合が増加していることから、わなによる捕獲を推進するため、免許取得者に対して研修を行い、技術的な支援を行う。

(2) 農林地対策

被害を防除するためには、関係機関が連携して、計画的・継続的に被害防除対策を実施することにより、集落及び農地がニホンザルにとって餌場でないことを学習させ、その行動域とならないようにすることが必要である。

また、被害防除対策（ワイヤーメッシュ柵等の設置等）及びニホンザルの誘引要因の除去は、局所的に実施しても十分な効果は期待されないことから、地域が一体となった長期的な取り組みを進める。

ア サルよけネット（猿落君等）の設置

比較的安価な被害防除対策として、農地を囲い、物理的に侵入を防ぐネット等を設置することにより、被害軽減とニホンザルの移動経路の遮断にある程度の効果を発揮し、地域が一体となって設置することにより、群れの農地等への定着を抑制する効果が期待できる。

猿落君は、外側にしなりやすく設置した支柱に防鳥ネットを張って、農地を囲い込むことで、ニホンザルが登りにくく工夫した防除方法で、簡易に設置ができる。設置に当たっては、周囲の立木等から侵入しないよう、地形、建物や周辺の立木の配置を考慮する必要がある。

イ ワイヤーメッシュの設置

ワイヤーメッシュは、強度があること、高さが確保できる利点があるため、設置を推進する。鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）等の活用により、集落や地区といった大きな単位での計画的な設置を推進し、地域全体を防護柵等で囲む対策を行う。市は、地域住民によるワイヤーメッシュの維持管理組織の形成等を促進する。

ウ 追い払い

追い払いは、集落及び農地はニホンザルの行動域ではないと認識させ、集落及び人への恐怖心を植え付けることにより、人に馴れさせないようにする。ニホンザルが農地及び集落等へ出没したときには、農家や地域の住民が中心となって爆音器、花火、投石等を活用して追い払う。あるいは、出没したニホンザルを追い払うよう訓練させたイヌ（モンキー犬）を活用する。こうした対応を怠ると、人馴れが進み、被害が拡大することにもなる。人馴れが進んでいない加害レベルの低い群れ及び個体には、被害防除対策の効果が上がりやすいことから、可能な限り早期に対策を講じ、加害レベルを上げないことが重要である。

エ 餌付けの禁止

ニホンザルへの餌付けは、人馴れ度の増大及び個体数の増加を助長する可能性があるため、禁止するとともに、市は、住民及び観光客に対して広報・指導等を徹底する。

(3) 生息環境管理

ニホンザルは、農作物被害等を引き起こすため、人とニホンザルが同一地域で軋轢なしに共存することは困難であると考えられる。ニホンザルの生息数が増加しているため、積極的に個体数調整を行っていくが、人の生活圏とニホンザルの行動域が重ならないよう、生息環境の保護並びに整備を実施していく。

ア 生息環境の整備

次の環境整備により、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とニホンザルの行動圏との分離に努める。

(ア) 森林環境の改善

森林の管理者は、「東三河地域森林計画変更計画書」（自：平成25年4月1日～至：平成35年3月31日）に示された方針に基づき、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業の推進等を進め、生息地となっている森林の維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。これにより、森林でのニホンザルの生息可能な環境を整備していく。

(イ) 誘引物の除去

農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、草地化してニホンザルに餌場を提供するとともに、農地への誘引を助長する要因となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適切な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ゴミ等はニホンザルの食物となり、ニホンザルを誘引するため、農地及び地域住民等は適切に処分する。

7 計画の実施体制

(1) 市の役割

ア 地域における情報の収集・提供の促進体制

必要に応じて市により指名又は任命された鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊を指す。以下同じ）を設ける。

鳥獣被害対策実施隊は、ニホンザルの生態及び行動、農作物被害防除対策技術、捕獲状況等の情報を農家及び地域住民に提供し、農家及び地域住民等による取り組みを支援するとともに、被害状況及び出没状況等の情報を農家及び地域住民等から収集し、市による実施計画の実行を支援する。

イ 実施計画の目的に即した捕獲体制

猟友会及び鳥獣被害対策実施対等との連携を密にし、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成し、捕獲体制を整備する。

ウ 人材育成・確保体制

市は、鳥獣の保護管理に精通した人材を育成・確保し、施策の一貫性が保てるような体制を整備するよう努める。

(2) 地域に根ざした取り組みの充実

獣による被害対策は、生息環境整備、被害防除対策及び捕獲等の総合的な取り組みを地域レベルで適切に進めることが効果的である。

このため、市は、地域ごとの保護管理の具体的な目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで共有又は周知することなどにより、地域の共通認識を醸成しつつ、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策に関する啓発や、集落単位の防護柵の設置等の施策を実施することとする。

8 その他管理のために必要な事項

(1) 住宅地における獣の侵入及びその抑制に関する注意事項

近年、ニホンザル等の獣が住宅地等に出没し、住宅の生活に支障を及ぼす事案が発生している。このため、まずは住宅地等への侵入を防止し、人と獣との生活圏を分離する生息地環

境の整備などの対策を行うとともに、出没する場合は、次の対策を行う。

ア 突発的な出没には、生息情報を収集する。状況に応じて、捕獲による個体数のコントロールや移動ルートの遮断を行う。

イ 住宅地等の環境になれた個体の出没には、捕獲による個体数のコントロールや移動ルートの遮断を行う。

ウ 人慣れした特定の個体が出没する場合には、人慣れ個体の除去及び周辺の森林地帯での捕獲による個体数のコントロールの強化を実施する。

(2) 情報の収集・普及啓発等

市は、関係者の協力のもと、ニホンザルの生態及び行動、生息状況、生息環境、捕獲状況、被害状況、被害対策事例、被害防除技術等についての情報を把握、収集し、広く市民に提供することにより、ニホンザルの管理について市民への普及啓発に努める。